

利用者のために

1. 基準時

平成2年を基準年とする。したがって、指数値は平成2年の月平均を100.0とした比率で示され、ウェイトは平成2年の付加価値額構成による。

2. 分類

分類は、日本標準産業分類を基礎とした業種分類と、財(品目)の用途に着目した特殊分類の二通りの方法による。

(1)業種分類

業種分類については、利用上の便宜から日本標準産業分類の中分類に若干の組み替えを行っている。本県分で組み替えを行った点などは、次のとおりである。

- ① 一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業を統合した「機械工業」を設ける。
- ② 産業分類上の繊維工業及び衣服・その他の繊維製品製造業、並びに化学工業に分類されている化学繊維製造業を統合して「繊維工業」とし、「化学工業」から化学繊維製造業を除く。
- ③ 食料品製造業と飲料・飼料・たばこ製造業を統合して「食料品工業」とする。
- ④ ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、家具・装備品製造業、木材・木製品製造業を統合した「その他工業」を設ける。
- ⑤ 「非鉄金属工業」、「出版・印刷業」は系列を採用できないため、業種分類を設けない。

(2)特殊分類

特殊分類では、まず、最終需要に向けられるものを最終需要財とし、生産活動に再投入されるものを生産財とする。最終需要財を資本形成に向けられる投資財と家計で消費される消費財に分類する。さらに、投資財を設備投資に向けられる資本財と建設関連の建設財に、消費財を耐久消費財と非耐久消費財に、生産財を鉱工業の生産活動に再投入される鉱工業用生産財と他産業の生産活動に投入される其他用生産財(企業消費財を含む。)に分類する。

3. 採用品目

採用品目は、各業種ごとに原則として基準時における付加価値額が大きいものから、代表性、重要性、系列の信頼性、資料収集の可能性・容易性などを勘案して選定した。

総品目数は108で、内訳は、公益事業2、鉱業1、製造業105である。(詳細については巻末の一覧表参照)

採用品目の生産数量は、通商産業省で行っている生産動態統計調査のほか、本県で行

っている青森県工業動態統計調査などから求めている。

4. ウェイト

ウェイトとは、後述の加重平均を行うために必要なもので、それぞれの品目や業種などの鉱工業全体の額(生産指数では付加価値額)に占める額の割合をいう。

ウェイト算出の基礎資料は、「平成2年工業統計調査」を中心に、「生産動態統計調査」、「本邦鉱業の趨勢調査」などを使用した。

平成2年県内鉱工業の付加価値額[生産額-(原材料費+減価償却費+内国消費税)]より算出し、鉱工業の総合ウェイトを10,000.0とした。また、業種内の採用品目のウェイトは、合計が業種ウェイトに一致するよう採用品目の付加価値額に応じてふくらました、いわゆるふくらましウェイトである。(詳細については、巻末の一覧表参照)

なお、公益事業(「電力」及び「ガス」)のウェイトは、参考系列として鉱工業総合のウェイトに上乘せしてある。

5. 算式

採用品目の個別指数を基準時のウェイトで加重算術平均する基準時固定加重算術平均法、いわゆるラスパイレス法を使用している。

$$(1) \text{個別(品目別)指数} = \frac{Q_t}{Q_o} \times 100.0$$

P: 製品単価当り付加価値額
Q: 製品の数量
o: 基準時を表す添字
t: 比較時を表す添字

$$(2) \text{業種別指数、特殊分類別指数、総合指数} = \frac{\sum P_o Q_t}{\sum P_o Q_o} \times 100.0$$

6. 季節調整

月ごとの短期的な変動は、景気の動向とは関係のない季節的変動が大きな割合を占めるため、景気の実勢をみるためには、これを取り除く必要がある。このため季節的変動を表す季節指数を作成して、これで原指数を除いて季節調整済指数を算定しているが、本県では、通商産業省が開発したMITI法ⅢRを使用している。